

# 令和 8 年度地域で使える補助制度

## ～地域まちづくり推進事業補助金・負担金～

地域における様々なまちづくり活動を支援するため、補助金・負担金メニューを用意しています。

まちづくり推進協議会の意見に基づいて、地域課題を解決するために行う事業を支援します。

### 1 補助金メニュー

#### (1) 単独型まちづくり事業補助金

【上 限 額】各地域による

【申請期間】令和8年4月1日～

⇒地域活動の計画に基づき、1つの事業ごとに申請可能な補助金です。

#### (2) 包括型まちづくり事業補助金

【金 額】予算の範囲内で自由に設定（地域ごとの上限額あり）

【申請期間】令和8年4月1日～

⇒地域活動の計画に基づき、3つ以上の事業を実施する場合に、一括で申請する補助金です。

### 2 負担金メニュー

#### (1) 行政提案事業

行政課題の解決に向け、市が設定するテーマに基づいて行う事業を支援します。事業の立ち上げを市の担当部局がサポートします。（2年まで）

区分	上限額	申請期間
子どもの居場所づくり	15万円	5/1～6/1
困っている人たちの共助の居場所づくり	15万円	5/1～6/1
逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト	10万円	5/1～6/1

※ 申請期間の交付額が予算額に達しなかった場合、7月以降2次申請の受付を開始。

詳しくは、各地域まちづくり推進協議会の事務局まで、ご相談ください。